

開成町協働推進計画（素案）

目次

- 第1章 計画策定にあたって
 - 1 計画の趣旨
 - 2 協働の理念
 - 3 協働のまちづくりの背景
 - 4 協働の担い手と役割
 - 5 協働による効果
 - 6 計画期間
 - 7 数値目標
 - 8 これまでの開成町における協働の取り組み

- 第2章 協働のまちづくりを推進するために
 - 1 基本的な考え方
 - (1) 目的及び目標
 - (2) 協働の原則
 - 2 協働の形態
 - 3 施策体系と各施策内容
 - (1) 協働意識の醸成
 - (2) 自治会の活動支援
 - (3) 町民公益活動団体等への活動支援
 - (4) 町政への住民参加の促進

- 第3章 進行管理と評価
 - 1 協働推進会議の運営
 - 2 計画の進行管理
 - 3 施策、事業の評価と改善
 - 4 計画の評価
 - (1) 施策達成による評価
 - (2) 数値目標による評価
 - (3) 目標達成による評価

第1章

計画改定にあたって

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の経過

開成町では、平成20年（2008年）3月11日に、共助・協働・地域の自治活動の3つの原則を大切にしまちづくりを推進することを特徴として、「あじさいのまち開成自治基本条例」を制定しました。この条例では、基本理念を「町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にしまち主体の自治を推進する」とし、町民、議会、町の責務及び役割として、「お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持、発展に努めるものとする」としています。

また、第五次開成町総合計画基本構想においては、基本姿勢を政策に展開するための具体的な方向性として4つの視点を定め、その一つに「町民が主体のいきいきとしたまち」を掲げています。

このように「あじさいのまち開成自治基本条例」及び「第五次開成町総合計画」に基づき、協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に取り組むとともに、町民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、「開成町の自治は町民のためのものである」という条例の基本理念と町の将来都市像を確実に実現することを目的として、開成町協働推進計画が、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間を計画期間として策定されました。

(2) これまでの進捗と課題

5年間の計画期間で、町民、自治会、町民公益活動団体等、事業者、教育機関、町が試行錯誤を繰り返しながら、さまざまな取り組みを続けてきた結果、開成町における協働事業は、着実に浸透してきました。町では、町民公益活動団体への資金支援制度「町民活動応援事業」や予算編成における「協働推進特別枠」の創設などにより、町民公益活動団体の活動支援や新たな協働事業の立ち上げを実現しました。

しかしながら、一方で、「協働事業に対する評価が町からの一方的なものとなっており、協働相手との相互評価になっていない」、「町職員、協働相手ともに協働に対する意識の醸成が不足している」、「町民公益活動団体による事業等の協働に関する情報発信が不十分であり、協働に取り組みたい、参加したいと考えている町民の発掘や団体活動のPRにつながっていない」といった課題が浮かび上がりました。

平成30年度（2018年度）をもって本計画期間が終了するため、これまでの進捗状況や課題を踏まえた見直しを行い、平成31年度（2019年度）から平成36

年度（2024年度）までの6年間を計画期間として、本計画を改定しました。

今回の改定のポイント

- 意識醸成
町民及び町職員の協働に対する意識醸成に取り組みます。
- 支援の拡充
町民活動サポートセンター（仮）の設置により、町民公益活動団体の活動支援を拡充します。
- 評価方法の見直し
町民意識調査の数値を目標とすることで、広く町民の町民の意見を取り入れ、町と協働相手との相互評価ができるようにしました。また、協働事業の完了時には、町と協働相手が協働の視点から事業を振り返る場を設け、双方の意見を評価に反映させます。

2 協働の理念

「あじさいのまち開成自治基本条例」では、協働は「町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場で、お互いに補い合い協力すること」と定義しています。

また、まちづくりの理念は、「お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努める」となっています。

本条例に基づくまちづくりを進めることは、町民の主体性を確立することに他なりません。町民主体の自治を確かなものとする中で、「町民が主役となるまち」をつくりあげるとともに、町としても町民の視点に立って、町民の要望にきめ細かく対応する施策が実行できます。

また、合わせて「暮らしやすく、町民として誇りを持って住み続けたいなるまち」を実現します。

3 協働のまちづくりの背景

(1) 社会経済情勢の変化

全国的には人口減少や少子・高齢化が進行していますが、本町においては人口の増加が続き、今後もしばらくは増加が予想され、平成34年度（2022年度）で19,300人程度と推計されます。しかし、本町においても平成30年（2018年）1月における高齢化率は25.7%となっており、引き続き高齢化が進むものと予測されています。

高齢者人口の増加は、働いて税金を納める世代が減少することになり、町の税収が減少し厳しい財政状況となります。このような状況の中では、こ

れまで同様の町民サービスを維持していくことは難しい状況となってきます。

(2) 地方分権と地方創生の推進

これまで国が決めていた各種基準を町が独自に決めたり、県が持っている様々な権限を町へ移したりするなど、町の自主性、自立性を高める改革を進めるよう、関係する多くの法律を一括して改正する地域主権推進一括法が平成23年（2011年）に施行されました。

このことにより、国と地方は「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと転換し、町は国や県から権限を受けながら、自立して自らの責任と判断で取り組んでいくこととなりました。

また、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを喫緊の課題として、平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本町においても、国及び県の人口ビジョン・総合戦略を勘案しつつ、本町の地域特性を踏まえ、「開成町人口ビジョン」及び「開成町総合戦略（平成27年度（2015年度）～31年度（2019年度））」を策定しました。

こうした分権型社会では、町民が地域の実情にあった主体的な参画をすることが重要となります。

国や県からの権限移譲により、町が担う業務が増加し活動領域が拡大することもあり、これまでのように町のみがサービスを担うのではなく、町民との連携が欠かせなくなってきました。

(3) 町民ニーズの多様化・高度化

社会が成熟していくにつれて、個人の生活様式・価値観が大きく変化してきており、町内には地区ごとに異なる課題やニーズが、今まで以上に見受けられ、対応する幅も広がっています。

また、求められるサービスも多様化・高度化してきています。かつては家庭で対応していた育児や介護といったサービスが、労働環境の変化や核家族化等により、家庭での対応が難しくなり、その結果、新たなサービスの需要も生じてきています。

これからは、地域の様々な主体が町民サービスを担っていく必要があると考えられます。

(4) 町民活動の活性化・参加意識の高まり

社会が大きく変化する中で、町民が自発的に地域の課題を解決していこうとするボランティア活動や地域活動が活発化し、その活動領域も拡大してきています。

また、団塊の世代を中心に、経験や能力を生かしながらまちづくりに参加し、自分の思いを形にしたいという意欲を持った方が多く見られるようになりました。

これまで町が担っていたサービスを、町民が主体的に担うなど、地方自治の担い手にも変化が起こっています。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を契機に、絆や助け合いの大切さが見直され、地域活動やボランティア活動が活発化するなど、地域や世代、主体を越えた地域づくりへの関心が今まで以上に高まっています。

4 協働の担い手と役割

協働によるまちづくりを効果的に進めていくためには、それぞれの協働の担い手が得意とすることを発揮しあうとともに、役割分担を明確にして、対等な立場でできること、やるべきことを協力して行うことが重要です。

協働の担い手には、町民、自治会、町民公益活動団体、事業者、教育機関、町があり、それぞれの協働の担い手の主な役割や取り組み等をまとめると、次のようになります。

主体	役割分担
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの主体 まちづくりの主体として、町政及び地域の自治活動に参加することが求められます。 ○自治会や町民公益活動団体への参画 自治会をはじめとする、町民公益活動への自主的な参画が求められます。 ○地域の課題を解決 各地域における様々な課題の解決に向けて、継続的な取り組みの当事者としての役割が求められます。
	現状
	<ul style="list-style-type: none"> ○協働に対する理解が不足し、町への依存意識も強い。 ○自発的に取り組む人よりも、「やらされている」という意識の人の方がまだまだ多い。 ○まちづくりへの参加意識はあるが、具体的な行動につながっていない。
	課題
	<ul style="list-style-type: none"> ○協働の意識を押し付けるのではなく、それぞれの生き方を通じて地域に関わる社会を目指すため、町民に対して的確に情報を伝え、活動に参加するきっかけづくりや環境、仕組みを構築する必要があります。

主体	役割分担
自治会	<p>○町民同士の親睦と絆づくり 行事やイベント等への参加を通じて、町民同士が親睦を深め、いざというときに助け合えるような絆を育むことが求められます。</p> <p>○地域の課題を解決 各地域には、子育て、地域福祉、防災、防犯、交通安全、環境保全等、さまざまな課題があります。このような課題は、近くに住む町民同士で力を合わせなければ解決できないものが多く、地域で考え、話し合っ、解決に向けて活動することが求められます。</p> <p>○地域意見の町政反映 自治会の代表である自治会長や役員は、町民からの多種多様な意見を取りまとめ、町に要望・提案をすることや、審議会や各種委員会の委員となって意見を述べることを求められます。</p> <p style="text-align: center;">現状</p> <p>○自治会への加入率が低下傾向にある。(平成30年度(2018年度)80.6%) ○特にアパートやマンション入居者の自治会加入率が低い。 ○町からの依頼事項が多く、自治会の負担になっている。 ○高齢化や人材の固定化等により、自治会活動に支障が出てきている。</p> <p style="text-align: center;">課題</p> <p>アパートの入居者等の自治会未加入対策をはじめ、人材の固定化の解消、これまで自治会活動に参加のなかった方の参加を促すとともに、町からの依頼事項における自治会の負担軽減にも努める必要があります。</p>
主体	役割分担
町民公益活動団体等	<p>○町民サービスの担い手 団体の特性を生かし、町では取り組みが難しい多様化した町民ニーズに対応した、幅広いサービスを担うことが求められます。</p> <p>○専門的知識や情報等の提供 団体の専門的知識やノウハウ、情報等を、町や他の団体に提供し、まちづくりの様々な機会において、有効に活用されることが期待されます。</p> <p style="text-align: center;">現状</p> <p>○それぞれの活動が町民にあまり知られていない。 ○活動の基盤が弱い。(財源、人材、拠点等) ○他団体などとの連携・協力がうまく図られていない。 ○町行事に参加する団体の固定化。</p> <p style="text-align: center;">課題</p> <p>町民公益活動団体は、特定のテーマを持ちながら自発的、自主的に活動していることから、個別的で多様なサービスの提供や、新たな課題に対して創造的</p>

	<p>で先駆的な取り組みが期待されます。</p> <p>このため、町がそれぞれの特性を生かし、協力して取り組んでいく必要があります。また、活動情報の提供が必要になります。</p>
主体	役割分担
事業者	<p>○まちづくり活動への参加、支援</p> <p>地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められます。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められます。</p> <p>○企業の果たす社会的責任（CSR）</p> <p>ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められます。</p>
	現状
	<p>○事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力が差がある。</p> <p>○個別対応が多く、他事業者などとの連携・協力がうまく図られていない。</p>
	課題
	<p>事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進していくためのPRをする必要があります。また、積極的に協働推進に取り組んでいる事業者との連携を図る仕組みづくりが必要となります。</p>
主体	役割分担
教育機関	<p>○地域社会への貢献</p> <p>自治会や町民公益活動団体等との協力により実践教育を作り出し、その学習目標を共有することから、それぞれの強みを生かした相乗効果を生み出し、地域社会の活性化や次世代の人材育成等の地域貢献が期待されます。</p>
	現状
	<p>○教育機関や町民の時間確保が難しい。</p> <p>○教育機関を支えてくれる町民とのマッチングが難しくなっている。</p> <p>○教育機関と町民との連携が不足している。</p>
	課題
	<p>教育機関と町民が協力し、体制づくりを進めていくことが必要です。</p> <p>また、教員や町民が、子どもたちと向き合う時間を増やし、さらに地域住民などの学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る必要があります。</p>
主体	役割分担
町	<p>○情報の公開</p> <p>協働の機会を見出し、まちづくりに関する情報の積極的な提供が求められます。</p>

	○町民公益活動団体等との連携 町民公益活動団体等との協働による地域課題の解決のため、事業の推進が求められます。
	○各種団体への活動支援 研修などにより協働に対する意識の高揚を図るとともに、自治会その他のコミュニティ活動を促進するために必要な支援が求められます。
	現状
	○職員の協働に対する意識が低く、町全体での取り組み体制ができていない。 ○協働を推進するための情報提供や情報発信が不足している。
	課題
	研修などにより、職員の協働に対する意識の高揚を図るとともに、協働を意識した事業展開により、町民主体のまちづくりの環境を整え、町民と町等との個々の協働の取り組みの基盤となる仕組みや制度を充実していくことが必要です。

5 協働による効果

協働のまちづくりを推進していくための具体的な指針を示すことで、町と町民等との連携イメージが明確となり、それにより事業の企画・立案段階からそれぞれが関わるきっかけができ、適切なパートナーシップが築かれるとともに、各々がメリットを見出しながら協力することで、情報やノウハウの集積、人的パワー等が活用できる範囲などが拡大します。

また、町民ニーズに即した企画、立案が可能になるほか、より大規模で幅広い事業の展開、集客力の強化等が期待されます。

6 計画期間

本計画の期間は、「第五次開成町総合計画後期基本計画」と整合性を図るため、平成31年度（2019年度）から平成36年度（2024年度）までの6年間とします。

総合計画	基本構想（12年間）	
	平成25年度（2013年度）～平成36年度（2024年度）	
協働推進計画	前期基本計画（6年間） 平成25年度（2013年度） ～平成30年度（2018年度）	後期基本計画（6年間） 平成31年度（2019年度） ～平成36年度（2024年度）
	第1次協働推進計画 （4年間） 平成26年度（2014年度） ～平成30年度（2018年度）	第2次協働推進計画 （6年間） 平成31年度（2019年度） ～平成36年度（2024年度）

7 数値目標

本計画の終了時、6年後の目指すべき数値目標は、平成30年（2018年）5月に実施した町民意識調査の数値をもとに、下記の通り設定しました。

開成町協働推進計画数値目標

	基本成果指標	平成30年度 (2018年度) 実績値	平成36年度 (2024年度) 目標値
1	開成町が「協働のまちづくり」を目指していることを知っている町民の割合	46.5%	65%
2	開成町は「協働のまちづくり」が進んでいるまちだと感じる町民の割合	21.7%	30%
3	地域活動やボランティア活動に参加した経験（参加する意向）がある町民の割合	74.5%	80%
4	町民活動サポートセンター（仮）登録団体数	42 団体	65 団体

※「4 町民活動サポートセンター登録団体数」の平成30年度（2018年度）実績値は、平成24年度（2012年度）～平成29年度（2017年度）町民活動応援事業採択団体、開成町社会福祉協議会登録ボランティア団体等の数を参考値としています。

8 これまでの開成町における協働の取り組み

開成町における主な協働の取り組みは次のとおりです。

分野	具体的な取り組み
コミュニティ	まちづくり町民集会（平成 18 年度（2006 年度）～）
	地域リーダー育成研修会（平成 25 年度（2013 年度）～）
	自治会加入促進
	町民活動応援事業（平成 24 年度（2012 年度）～平成 29 年度（2017 年度））
教育	学校地域安全推進事業（平成 8 年度（1996 年度）～）
	人材バンク制度（平成 8 年度（1996 年度）～）
	コミュニティスクール（平成 22 年度（2010 年度）～）
	土曜学校推進事業（平成 28 年度（2016 年度）～）
健康・福祉	いきいき健康体操指導員活動（平成 18 年度（2006 年度）～）
	母子保健推進員活動（平成 6 年度（1994 年度）～）
	食生活改善推進員活動（昭和 39 年度（1964 年度）～）
	健康普及員活動（昭和 54 年度（1979 年度）～）
	ファミリー・サポート・センター事業（平成 26 年度（2014 年度）～）
	子ども・子育て支援活動助成事業（平成 30 年度（2018 年度）～）
	高齢者等地域見守り（平成 25 年度（2013 年度）～）
防災・安全	災害時応援協定（平成 24 年度（2012 年度）～）
	防災訓練（昭和 55 年度（1980 年度）～）
	防災講座（平成 23 年度（2011 年度）～）
	地域防災リーダー養成講座（平成 29 年度（2017 年度）～）
	開成町消防組織強化推進連絡協議会（平成 29 年度（2017 年度）～）
	災害時要援護者登録制度（平成 18 年度（2006 年度）～）
	かいせい防犯まちづくり事業（平成 18 年度（2006 年度）～）
環境	かいせいクリーンデー（平成 3 年度（1991 年度）～）
	ホテルの里づくり推進事業
街づくり	公園ボランティア（平成 24 年度（2012 年度）～）
	道路緑地管理のボランティア（平成 29 年度（2017 年度）～）
産業・文化	あじさい剪定ボランティア（平成 8 年度（1996 年年度）～）
	あじさい里親制度（平成 20 年度（2008 年度）～）
	開成町あじさいまつり・阿波おどり（昭和 63 年度（1988 年度）～）
	瀬戸屋敷ひなまつり（平成 20 年度（2008 年度）～）
町政	あじさいのまち開成自治基本条例施行（平成 20 年度（2008 年度））
	開成町協働推進計画（平成 25 年度（2013 年度））
	SNS による情報発信（平成 25 年度（2013 年度）～）

	かいせい男女共同参画推進ボランティア（平成 14 年度（2002 年度）～）
	協働意識向上のための職員研修（平成 17 年度（2005 年度）～）

○主な取り組み

	<p>●まちづくり町民集会</p> <p>町の施策を町民に伝え、町政に対する理解を深めるために、町長と町民が直接対話する「まちづくり町民集会」を開催しています。</p>
	<p>●地域リーダー育成研修会</p> <p>自治会の人材育成を支援し、地域活動の活性化を促進するため、自治会の役員の方や、地域のきずなづくりを実践したい方などを対象として、地域活動への参加促進の仕組みづくりや、地域課題の発見と解決の手法を学ぶ、「地域リーダー育成研修会」を開催しています。</p>
	<p>●町民活動応援事業</p> <p>町民が自主的・自発的に企画、立案、実施する公益的な事業に対して、町が資金的な援助をする制度です。平成 24 年度～平成 29 年度の 6 年間で、延べ 50 団体に対して助成しました。</p>



●ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員登録を行い、会員間で子どもの預かり等の相互援助活動を実施しています。



●土曜学校推進事業

教育委員会が主体となって、学校での教育課程以外の時間に、子どもたちが教育活動や体験活動ができるよう、土曜学校を実施しています。



●いきいき健康体操指導員活動

いきいき健康体操指導員を中心に、地域でかいせいいきいき健康体操をはじめ、運動の普及活動を壮年期から高齢者を中心に展開しています。



●交通安全運動の推進

学校、自治会、交通指導隊、町、警察など関係機関が連携、協力して1日、15日の交通安全日及び交通安全重点日に朝の街頭指導をしています。

また、交通指導隊、警察、学校、町が連携し、小学校4年生に自転車運転免許講習、夏には自転車の安全乗り方教室を実施しています。



●かいせいクリーンデー

町民、自治会、企業等が連携し、環境美化活動を通して、環境美化意識の向上を図るため、かいせいクリーンデーを夏（7月）と春（3月）に年2回実施しています。



●あじさい剪定ボランティア

自分たちのまちに愛着を持つ町民等のボランティアが、あじさいまつり期間終了後、あじさいの花の剪定を行っています。

第2章 協働のまちづくりを推進するために

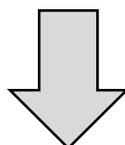
1 基本的な考え方

(1) 目的及び目標

この計画によって達成したい「まちのあるべき姿」は、次のとおりです。

目的（この計画が目指すこと）

協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に取り組むとともに、町民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、「開成町の自治は町民のためのものである」という条例の基本理念と町の将来都市像を確実に実現すること。



目標（何がどうなれば目的が達成できるのか）

- 協働のまちづくりの担い手が増えること。
- 協働が効果的に行われること。
- 協働に対する理解が深まること。

(2) 協働の原則

協働を推進するうえで大切なことは、「協働」とはそれ自体が目的ではなく、相乗効果を得ながら社会的課題を解決するという共通の目的を達成するための方法であることを認識することです。

このため、その効果を町民などに供与するためには、町民及び町等が、次に掲げる基本原則に立って、事業を実施する必要があります。

①目的・目標の共有

協働事業に関わる全ての人と同じ目的を共有するとともに、協働事業の実施にいたるまでのプロセスなどが全て明らかにされた状態で取り組むことが必要です。

②対等な関係の尊重

協働においては、町民と町等がお互いをまちづくりのパートナーとして認識し、対等な関係のもとに事業に取り組む必要があります。それにより、町民に自己責任の意識が高まり、自主的・自発的な活動につながっていきます。

また、町は町民を支援する立場というよりも、町民とともに地域づくりを行っていく当事者であるという意識を持つことが大切です。

③自主的・自立性の尊重

町民と町等は、連携をとりながらも、お互いの行動が自己責任のもとにあることを認識し、それぞれの特性をいかして取り組みます。一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。

④相互理解の促進

協働を行うときには、話し合いの場をつくり、それぞれが立場や考え方の違いを認識し、お互いを理解し合い、自主性を尊重したうえで、知恵と力を集結し、相乗効果の創出に努めることが必要です。

⑤情報の公開・共有

事業を円滑に実施するために、お互いが持っている情報などを共有する必要があります。

また、積極的な情報公開で説明責任を果たすことによって、町民や町等の活動に対する町民の理解が深まります。

2 協働の形態

協働事業には、様々な形態があり、それぞれの事業目的等に応じて、適切な形態を検討する必要があります。

各協働形態の内容、効果、留意点を整理すると、概ね次のようになります。

協働の形態	内 容	効 果	留 意 点
委託	特性を生かしてより効果的に事業を実施するため、町民公益活動団体等に事業実施を委託します。	町民公益活動団体等の有する専門性、先駆性、柔軟性等の特性が発揮され、より創造的、先駆的な取り組みやきめ細やかで多様なサービスが提供できます。	対等なパートナーシップで事業を行います。 また、必要に応じて協定書などを締結する必要があります。
補助	公益上必要であると認められる場合に、町が町民公益活動団体等に財政的支援を行います。	町が取り組みにくい事業を支援することで、事業効果が高まり、多様なサービスが期待できます。	事業完了後は、対象事業の評価を行い、公益性や事業の費用対効果等を確認します。必要に応じて協定書などを締結する必要があります。

指定管理	地域集会施設や公園施設等の設置目的を効果的に達成するために、自治会や企業を指定管理者として施設の管理・運営を行います。	地域の実情にあったきめ細かい管理・運営が可能になります。また、企業等が持つノウハウを生かすことで、施設がより活発に利用されます。	公募基準を設け、適切な団体を選定し、協定書により、相互の責任の範囲を確認する必要があります。
支援	公益性の高い活動を行う町民公益活動団体等に対し、活動に必要な場所・物品・用具等を提供します。	町の手の届かない分野に対して、町民公益活動団体などが労力を提供することにより、迅速できめ細かなサービスの提供が可能となります。	町からの押しつけにならないよう配慮が必要です。
実行委員会等	町民公益活動団体や町等、その事業実施の責任を担うものが新たな主催団体を組織し、事業の企画・立案・運営等を行います。	企画段階からの協働が可能であり、相互理解や信頼関係が深まり、円滑な推進体制が構築されます。 また、町民公益活動団体等の豊かな発想とネットワークが生かされ、広く町民参加が呼びかけられます。	集団的な意思決定の中で、責任の所在が曖昧になりやすいので、十分に協議し、役割分担や経費負担等を明確にする必要があります。
共催	町民公益活動団体等と町がともに主催者となって事業を行います。	企画段階からの協働が可能となり、相互理解が深まり、信頼関係が醸成されます。	お互いが対等な立場で役割分担を行い、協定書などで相互の責任の範囲や経費分担を明確にする必要があります。

協力	町民公益活動団体等と町が協力して、一定期間、継続的に事業を実施します。	町民公益活動団体等と町のお互いの特性が生かされ、より効果の高い事業を行うことが可能となります。 また、継続的な協力関係が構築できます。	十分協議を行ったうえで、目的、役割・責任分担、経費負担、有効期間等について、協定書などを締結する必要があります。
後援	町民公益活動団体等が行う事業に対して、町が名義後援など、財政的支援以外の支援を行います。	町が後援することにより、その事業の社会的信用や認知度が高まり、町民の理解と参加・参画が促進されやすくなります。	事業の公益性、社会的有用性に基づき後援することとし、あらかじめ承認・不承認の基準を定める必要があります。
政策提言 企画立案	町民公益活動団体等と町が、政策立案や事業企画を行うにあたって、お互いの提言や意見等を取り入れます。	体験に基づく地域の課題や、町民のニーズを的確に把握でき、創造的で先駆的な施策形成につなげることが可能となります。	提言・提案等については真摯に受け止め、その内容について十分に協議・検討する必要があります。
情報提供 情報交換	町民公益活動団体等と町が、それぞれ持っている情報の公開や提供、意見交換等を通じて、情報を共有します。 また、町民公益活動団体同士等の情報交換を町が支援します。	町では把握できない地域の実状や課題を把握することが可能になるとともに、町民公益活動団体等の活動の幅が広がります。	情報の取扱いに注意するとともに、一方的な情報提供、情報収集にならないように努める必要があります。

アダプトプログラム	公共の場所を養子にみたくて、町民が里親となって養子の美化（清掃）などを行い、町がこれを支援します。	活動が地域に浸透することで、町民への啓発効果が生じ、例えばポイ捨てが減り、ごみの減量化に結びつくなど、結果的に清掃業務等に係る経費の削減につながります。	アダプトプログラムを継続的に進める方策について、町は多くのメニューを提示する必要があります。
-----------	---	--	--

3 施策体系と各施策内容

開成町における協働の取り組みや、現状と課題を踏まえ、目標を達成し、協働のまちづくりを町民と一緒に進めていくために、町が取り組むべき施策の方向性を示し、さらなる協働推進の強化を図ります。

施策体系については、推進方針、基本方策、具体的施策の3段階に分け、次の表に示し通りです。また、推進方針別の各施策についての詳しい内容については、後述の通りです。

《施策体系》

推進方針	基本施策	具体的施策
1 協働意識の醸成	意識の啓発 職員の意識改革	・各種啓発イベント等の開催 ・職員研修の実施
2 自治会の活動支援	自治会の組織力強化 自治会向け研修の実施	・自治会活動のPR ・広報活動の強化 ・地域リーダー育成講座等の実施
3 町民公益活動団体等への活動支援	情報発信・PR支援 マッチング支援 活動のステップアップ支援 協働事業の提案 町民活動サポートセンター（仮）の設置・運営	・各種啓発イベント等の開催 ・情報発信の支援 ・多様な主体間の交流の場の提供 ・効果的支援講座の開催 ・助成制度や講座に関する情報の提供 ・協働事業の実践事例の共有 ・積極的な協働事業提案のしくみづくり ①情報発信の場 ・各種啓発イベント等の開催 ・情報発信の支援 ②情報収集の場 ・補助金や講座に関する情報の提供

		③活動の場 ・活動場所、設備の提供 ④交流の場 ・情報交換会等の開催 ⑤参加の場 ・相談、イベントや講座の充実
4 町政への住民参加の促進	広報広聴活動の充実 計画づくりと進行管理への参画	・様々な広報媒体の活用 ・意識調査、まちづくり町民集会等の実施 ・計画策定過程への町民参画の促進 ・計画進行管理への町民参画の促進

(1) 協働意識の醸成

町民の協働に対する意識が深まるよう、広報活動や啓発活動に努めます。また、年齢や性別を問わず、全ての町民の力をこれからのまちづくりに発揮していただけるよう、参加のきっかけとなるようなさまざまな企画の実施に努めます。さらに、地域活動の有力な担い手である現役を退いた世代や、将来的な協働の推進につなげるため若い世代を対象とした取り組みについても検討し実施します。

また、町職員が協働について正しく理解し、協働のまちづくりに向けて取り組めるよう、研修を実施します。

基本施策	内 容
意識の啓発	○協働推進計画の周知を通じ、町民の協働に対する理解の促進に努めます。
	○年齢や性別にかかわらず、すべての方が地域の中でまちづくりのために意見を出し合い尊重し合えるように啓発します。
	○町民の地域活動への参加のきっかけづくりや、団体の活動を広く知ってもらうための事業を実施します。
	○将来の協働の担い手となる若い世代向けの啓発事業を検討し実施します。
職員の意識改革	○現状では所属や所管により差がある職員の協働に関する理解を深めるための研修を実施します。

(2) 自治会の活動支援

地域にふさわしい多様な公共的サービスが提供されるよう、地域活動の主となる自治会活動を支援します。

基本施策	内 容
自治会の組織力強化	○地域への関心を高め、町民相互の連帯感を醸成するため、自治会による地域活動の基盤となるコミュニティ活動を支えます。
	○各自治会の情報や抱える課題を共有して解決に導く検討を進めるとともに、町民の自治会への加入促進に努めます。
	○自治会の重要性について、広報紙やホームページなどにより周知を図り、町民の意識高揚に努めます。
自治会向け研修の実施	○自治会活動を推進するため、自治会活動等に見識の深い講師を招いて地域リーダー育成講座を実施します。また、防災に特化した地域防災リーダー養成講座を実施し、地域防災の要となる人材を養成します。

(3) 町民公益活動団体等の活動支援

ボランティアや NPO 法人などの町民公益活動団体がその特性を活かし、自主的な取り組みを円滑かつ活発に行えるよう、メンバーの資質向上のための講座の開催やリーダーとなる人材の育成など活動基盤の強化を支援します。

また、町民公益活動団体が活発に活動できるよう、活動拠点及び活動支援の拠点となる町民活動サポートセンター（仮）を町民センター内に設置し、活動拠点支援のほか、活動団体間の交流促進や相談窓口（コーディネーター）の活動支援体制の充実を図ります。

※町民活動サポートセンター（仮）の開設時期は、平成 32 年（2020 年）10 月を予定

基本施策	内 容
情報発信・PR 支援	○団体の活動を広く知ってもらうための各種啓発イベントなどの開催を通じ、団体の会員増加につながるよう支援します。
	○団体が開催するイベント情報や会員募集案内などを平成 32 年度（2020 年度）から利用を開始する役場庁舎に設けられる協働コーナー及び「広報かいせい」、町ホームページに掲載します。

マッチング支援	○各種啓発イベントなどの開催を通じて、新たに町民公益活動に参加したい人と会員を募集したい町民公益活動団体とのマッチングや団体間の交流を支援します。
活動のステップアップ支援	<p>○町民公益活動に参加している町民や活動団体を対象に、円滑な活動やメンバーの資質向上のための講座を開催します。</p> <p>○町民公益活動の促進を図るため、町だけでなく県や財団の補助金や講座に関する情報について、町民公益活動団体へ情報提供します。</p> <p>○協働事業の実践事例をわかりやすく取りまとめ情報共有を図ります。</p>
協働事業の提案	<p>○町から各種団体に対して、それぞれの特性を生かした連携や協働事業の提案を積極的に行います。</p> <p>○町民が町との協働事業を提案できる制度の導入について検討します。</p>
町民活動サポートセンター（仮）設置・運営	<p>①情報発信の場</p> <p>○ボランティア、NPO 法人などの町民公益活動団体に対する理解と参加機会の拡充を図るため、団体に関する情報発信に努めます。</p> <p>②情報収集の場</p> <p>○町民公益活動の促進を図るため、町だけでなく県等の補助金や講座に関する情報、各町民公益活動団体の取り組みについての情報を掲載する掲示コーナーを設置します。</p> <p>③活動の場</p> <p>○町民公益活動団体が無料もしくは安価で利用できる活動場所や設備を整え、活発に活動できるようにします。</p> <p>④交流の場</p> <p>○町民活動サポートセンター登録団体による活動報告会及び情報交換会を開催し、活動団体間の交流、連携を促進します。</p> <p>⑤参加の場</p> <p>○新たに町民公益活動に参加したい人のために、イベントや相談窓口、講座などを充実させて、参加機会を促進します。</p>

(4) 町政への住民参加の促進

まちづくりへの関心と参加意識の醸成を図るため、様々な広報媒体を活用して町政に関する情報を積極的に発信します。さらに、町政に対する評価とニーズを的確に把握するための広聴活動の充実を図ります。

また、町民の各種計画づくりへの参画を積極的に推進することにより、意見を幅広く計画に反映する仕組みを構築するとともに、計画の進行管理における町民参画の仕組みを整備します。

基本施策	内 容
広報広聴活動の充実	○町政に関する情報、町民生活や町民公益活動に関する情報を広報紙、町ホームページ等の多様な媒体を利用し、広く提供します。
	○町政に関する情報の積極的な提供により、町政への関心と参加意識の醸成を図ります。
	○町 Facebook やインスタグラムなどの SNS により、効果的に受発信できるよう充実に努めます。
	○町政に対する評価やニーズを的確に把握するため、町民意識調査、まちづくり町民集会を定期的を実施します。
計画づくりと進行管理への参画	○町政運営に関する各種計画づくりへの町民の参画を積極的に促進します。
	○パブリックコメントの活用により、幅広く意見を聴取し計画に反映します。
	○計画の進捗状況を把握できるようにし、町民の目線で計画の進行管理ができる仕組みを構築します。

第3章 進行管理と評価

1 協働推進会議の運営

本計画や、協働によるまちづくりを推進するための町の取り組みについて、評価や検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行うための、学識経験者や各種町民活動団体、公募町民等による「協働推進会議」を運営します。

2 計画の進行管理

開成町協働推進計画実施計画進行管理シートを活用し、具体的な取り組みなどについて、年度ごとに進捗状況を把握します。年度当初に、その年度の事業計画について協働の視点から検討を行い、事業完了後に評価を行うものです。

また、その評価結果を町ホームページ等で公表し、町の協働の取り組みについての情報を広く発信します。

3 施策、事業の評価と改善

協働により実施している事業について、おおむね年1回、実施する主体同士が相互評価を行い、協働の目的や協働により得られた効果等について、同じ視点から振り返る場を設けます。これにより、評価が一方的になるのを防ぎ、各事業が着実にまた継続的に実施されるようPDCAサイクルによる改善を促します。

4 計画の評価

計画年度の終了にあたっては、次により、計画の評価を行います。

(1) 施策達成による評価

第2章で挙げた具体的施策項目ごとに、実施計画進行管理シートに記載された事業を関連づけます。これにより、各事業において、具体的施策項目にどのように取り組んだか検証するとともに、達成度を評価します。

(2) 数値目標による評価

第1章で掲げた目標値により、計画進捗の評価を行います。指標1から指標3までの数値の把握にあたっては、総合計画策定時に実施する「町民意識調査」内に同様の質問項目を設け、継続して達成度をはかります。

	基本成果指標	平成30年度 (2018年度) 実績値	平成36年度 (2024年度) 目標値
1	開成町が「協働のまちづくり」を目指していることを知っている町民の割合	46.5%	65%
2	開成町は「協働のまちづくり」が進んでいるまちだと感じる町民の割合	21.7%	30%
3	地域活動やボランティア活動に参加した経験（参加する意向）がある町民の割合	74.5%	80%
4	町民活動サポートセンター（仮）登録団体数	42 団体	65 団体

※「4 町民活動サポートセンター登録団体数」の平成30年度（2018年度）実績値は、平成24年度（2012年度）～平成29年度（2017年度）町民活動応援事業採択団体、開成町社会福祉協議会登録ボランティア団体等の数を参考値としています。

(3) 目標達成による評価

第2章で挙げた目標を達成したかどうか、(1)施策達成による評価及び(2)数値目標による評価を参考に、総合的に評価します。

- 協働のまちづくりの担い手が増えること。
- 協働が効果的に行われること。
- 協働に対する理解が深まること。